

■ 正誤・修正表

ERIアカデミーの講習テキストの記載に修正箇所が生じています。同テキストの内容を下表のとおり読み替えてくださいますようお願いいたします。

ページ	行数	誤(修正前)	正(修正後)
II-6	23	<u>※ 平成 29 年 4 月からの大規模非住宅建築物の省エネ基準適合性判定においては、一次エネルギー消費量についてのみ確認する。</u>	<u>※ PAL*は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する際に、基準値以下とすることが求められる。(平成 28 年 4 月の時点で現存する建築物を除く。)</u>

以上